

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	障 害 福 祉 課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・令和2年度休漁区の指定	農山村対策室
・第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域の指定	〃
・令和2年度第3次保安林皆伐許可面積の公表	林 政 課
◎ 公 告	
・令和2年度後期技能検定試験の実施	雇用労働政策課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課

告 示

長崎県告示第588号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。
令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 徳洲会 長崎北徳洲会病院	長崎市滑石1丁目12番5号	令和2年9月17日	令和5年9月16日
医療法人 厚生会 虹が丘病院	長崎市虹が丘町1番1号	令和2年9月17日	令和5年9月16日

長崎県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	指定訪問看護事業所まんてん	平戸市田平町小手田免1020-2	令和2年8月1日
旧	指定訪問看護事業所あんじん	平戸市戸石川町491番地6	

長崎県告示第590号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁政課関係						別表（第2条関係） 漁政課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略						1～4 略					
5	漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費補助金	安定した漁業生産を継続し、 <u>て行うため、漁業者の協同組織である漁協に新型コロナウイルス感染症に関連した制度の周知、申請書類の作成サポート等の相談体制を整備し、漁業者の経営継続を支援する。</u>	新型コロナウイルス感染症にかかる相談体制の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	漁業協同組合						
水産経営課関係						水産経営課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～13 略						1～13 略					
14	漁業経営継続支援事業	漁業者が新型コロナウイルス	漁業の経営継続に向けた取組に要する経費	8分の1以内	(1) 国の経営継続						

業費補助金	ルス感染症の影響を克服し、経営の継続を図るために行う取組を支援する。			続補助金における交付事業に採択された漁業者 (2) 国の経営継続補助事業において支援機関として委託を受けた漁業協同組合等	
-------	------------------------------------	--	--	---	--

長崎県告示第591号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

1 吾妻・愛野特例休猟区

(1) 区域

長崎県雲仙市愛野町に所在する一般国道57号と一般国道251号との交点を起点とし、同所から同一般国道57号を南東に進み同一般国道と一般県道愛野島原線との交点に至り、同所から同一般県道を東へ進み同一般県道と一般県道野田道西郷港線との交点に至り、同所から同一般県道野田道西郷港線を北に進み同一般県道と一般国道57号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで（3年間）

2 鬼岳特例休猟区

(1) 区域

長崎県五島市三尾野町に所在する一般国道384号と主要地方道福江玉之浦線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北東に進み、五島市福江町において同一般国道が海岸線（最大干潮時において、陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）と接する点に至り、同所から同海岸線を南東に進み、崎山鼻を経て西に進み、五島市浜町において同海岸線が主要地方道福江玉之浦線と接する点に至り、同所から同主要地方道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域。ただし、鬼岳特定猟具使用禁止区域（銃）及び鑑瀬特定猟具使用禁止区域（銃）を除く。

(2) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで（3年間）

3 上槻特例休猟区

(1) 区域

長崎県対馬市厳原町経塚に所在する主要地方道棧原小茂田線と対馬市道大板線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、大板を経て、主要地方道厳原豆酥美津島線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み二級河川久根川左岸との交点に至り、同所から同河川を北西に進み、久根浜海岸（最大干潮時において、陸地化する部分を含む。以下、海岸線及び河口について同じ。）に至り、同所から同海岸線を北に進み、上槻海岸を経て二級河川佐須川河口に至り、同所から同河川を東に進み、主要地方道厳原豆酥美津島線との交点（大正橋）に至り、同所から主要地方道棧原小茂田線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで（3年間）

長崎県告示第592号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定したので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

休猟区のうち第二種特定鳥獣ニホンジカ及び第二種特定鳥獣イノシシが捕獲できる区域

(1) 区域

吾妻・愛野特例休猟区、鬼岳特例休猟区及び上槻特例休猟区の全部

(2) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで（3年間）

長崎県告示第593号

令和2年度において第3次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

令和2年度における第3次保安林皆伐面積の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位と された保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源涵養保安林	242.02	74.44	316.46
多良地区 水源涵養保安林	214.00	194.83	408.83
雲仙地区 水源涵養保安林	48.00	320.88	368.88
県北地区 水源涵養保安林	116.00	65.65	181.65
平戸地区 水源涵養保安林	23.00	9.00	32.00
福江島地区 水源涵養保安林	204.00	81.00	285.00
奈留島地区 水源涵養保安林	17.00		17.00
若松島地区 水源涵養保安林	42.00		42.00
中通島地区 水源涵養保安林	54.00		54.00

上県地区 水源涵養保安林	259.70	54.59	314.29
下県地区 水源涵養保安林	250.68	73.87	324.55
西彼地区 土砂流出防備保安林	140.12		140.12
多良地区 土砂流出防備保安林	208.95		208.95
雲仙地区 土砂流出防備保安林	89.00	8.00	97.00
県北地区 土砂流出防備保安林	106.00	1.00	107.00
平戸地区 土砂流出防備保安林	42.00	1.00	43.00
福江島地区 土砂流出防備保安林	198.00	12.00	210.00
中通島地区 土砂流出防備保安林	84.00	1.00	85.00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	1.00		1.00
若松島地区 土砂流出防備保安林	38.00		38.00
杓岐地区 土砂流出防備保安林	0.71		0.71
上県地区 土砂流出防備保安林	95.00		95.00
下県地区 土砂流出防備保安林	65.00	15.00	80.00
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0.06		0.06
中通島地区 防風保安林	1.00		1.00
西彼地区 干害防備保安林	33.00	49.59	82.59
多良地区 干害防備保安林	36.00	7.00	43.00
雲仙地区 干害防備保安林	27.00		27.00
県北地区 干害防備保安林	37.00	3.00	40.00
平戸地区 干害防備保安林	15.00		15.00
福江島地区 干害防備保安林	8.00	62.00	70.00
中通島地区 干害防備保安林	23.00		23.00
上県地区 干害防備保安林	36.77	22.00	58.77
下県地区 干害防備保安林	156.71	59.00	215.71
県下一円 保健保安林	107.00		107.00

下県地区 保健保安林		9.00	9.00
---------------	--	------	------

公 告

令和2年度後期技能検定試験の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和2年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公示する。

令和2年9月1日

長崎県知事 中村 法道

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、紳士服製造（紳士注文服製作作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具機械加工作業）、プリプレス（DTP作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施する。ただし、1級、2級及び3級の電気機器組立て

(シーケンス制御作業)については、学科試験のみを実施する。

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

㍿ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が2級又は3級を受検する場合は9,200円

㍿ 職業高校等の在学生在が3級を受検する場合は12,100円

㍿ ㍿のうち、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が受検する場合は3,100円

※ ㍿及び㍿の手数料減免の対象者は、日本国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等に限る。

イ 実施期日

令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和2年11月27日（金）に長崎県職業能力開発協会で公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	実施日
㍿ 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、紳士服製造、配管、型枠施工 ㍿ 3級 電気機器組立て、配管、型枠施工	令和3年1月24日（日）
㍿ 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造 ㍿ 1級及び2級 さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 ㍿ 3級 造園、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 ㍿ 単一等級 バルコニー施工	令和3年1月31日（日）
㍿ 1級及び2級 舞台機構調整	令和3年2月3日（水）
㍿ 1級及び2級 ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・	令和3年2月7日（日）

装具製作 (イ) 3級 機械検査、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、広告美術仕上げ、写真 (ウ) 単一等級 電子回路接続	
(エ) 3級 機械加工、仕上げ、電子機器組立て、化学分析、フラワー装飾	令和3年2月11日（木）
(エ) 1級及び2級 造園、家具製作、機械加工、建築板金、フラワー装飾	令和3年2月14日（日）

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

令和2年10月5日（月）から令和2年10月16日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、長崎県職業能力開発協会及び長崎県雇用労働政策課で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（試験の免除を受けようとするときにあっては、その資格を証する書面を同封すること。）。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定試験職種以外の職種についても受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除の資格がある場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験の双方又はいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が令和3年3月19日（金）付けで書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和3年3月19日（金）に長崎県職業能力開発協会にて掲示するとともに、長崎県雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>）に掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を交付し、2級及び3級の技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年9月1日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
貴重品運搬警備業務1級	令和2年12月2日（水）午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
施設警備業務1級	令和2年12月3日（木）午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各種別とも10人

3 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

㍿ 警備業務に関する基本的な事項

㍿ 法令に関すること。

㍿ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍿ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㍿ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㍿ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍿ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㍿ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和2年9月7日（月）から同月16日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中でであっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

オ 貴重品運搬警備業務1級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1通

- (ア) 3(1)アの受検資格に該当する場合は、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
- (イ) 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

カ 施設警備業務1級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1通

- (ア) 3(2)アの受検資格に該当する場合は、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(2)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
- (イ) 3(2)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

7 検定手数料

各種別とも16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

9 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り）すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミツクプリント